

## 答申第 1 2 8 号

(諮問第 1 5 1 号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 5 月 20 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 28 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分県庁本庁舎に関し、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに労働安全衛生規則の規定に基づく産業医の作業場等の巡視を実施していなかったと大分県知事は主張していますが、産業医の作業場等の巡視頻度の変更についての事業者の同意に関し、(1)平成 29 年 3 月 31 日から平成 29 年 6 月 30 日までに得た事業場で選任されている産業医から当該話題にかかわる意見の資料及び(2)平成 29 年 3 月 31 日から平成 29 年 6 月 30 日までに実施した衛生委員会又は安全衛生委員会において当該話題（産業医の作業場等の巡視頻度の変更について）に係る調査審議を行った結果にかかわる資料（労働安全衛生規則第 23 条第 4 項関連）

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 5 月 20 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、公文書不存在（請求のあった期間中は、当該話題について、産業医との意見交換並びに衛生委員会及び安全衛生委員会における調査審議を行っていないため）を理由として非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年 8 月 21 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

平成 29 年 6 月 1 日に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）が改正され、規則第 15 条の規定に基づく産業医による作業場等の巡視の頻度については、事業者の同意がある場合に、少なくとも 2 月に 1 回に変更することができることとされた。この事業者の同意については、「労働安全衛生法等の一部を改正する省令等の施行について」（平成 29 年 3 月 31 日付け基発第 0331 第 68 号。以下「平成 29 年 3 月 31 日付け通知」という。）で、産業医の意見に基づいて、衛生委員会等において調査審議を行った結果を踏まえて行うことが必要であるとされている。

大分県庁本庁舎では、同年 6 月に産業医による作業場等の巡視が行われていなかったということであり、少なくとも同年 3 月 31 日から同年 6 月 30 日までの間に、産業医及び衛生委員会委員が、産業医による作業場等の巡視は不必要であると判断した合理的な事情があるはずである。

よって、公文書不存在という非公開理由は規則等の趣旨に抵触している状態であり、合理的でない。

## 第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第 15 条では、産業医が事業者から、毎月 1 回以上、同条各号で定める情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ている場合においては、産業医の作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回とすることが規定されている。

そして、産業医の作業場等の巡視頻度の変更に係る事業者の同意については、平成 29 年 3 月 31 日付け通知により、産業医の意見に基づいて、衛生委員会において調査審議を行った結果を踏まえて行うことが必要であることが示されているところであるが、公開請求における対象期間中に、当該事業者の同意について、産業医との意見交換及び本庁衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議は行っていない。

よって、審査請求人が主張する資料については、県は未作成、未取得の文書であり、不存在により非公開としたものである。

## 第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

## 第 6 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分県庁本庁舎における、産業医の作業場等の巡視頻度の変

更についての事業者の同意に関する、次の資料である。

- (1) 平成 29 年 3 月 31 日から同年 6 月 30 日までに得た事業場で選任されている産業医の意見に係る資料
- (2) 平成 29 年 3 月 31 日から同年 6 月 30 日までに実施した衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議の結果に係る資料

## 2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第 15 条において、産業医による作業場等の巡視について、産業医が事業者から毎月 1 回以上、同条各号で定める情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意（以下「当該同意」という。）を得ているときは、少なくとも 2 月に 1 回実施することが規定されている。

また、当該同意については、平成 29 年 3 月 31 日付け通知により、産業医の意見に基づいて、衛生委員会又は安全衛生委員会において調査審議を行った結果を踏まえて行うことが必要であるとされている。

実施機関は、弁明書において、本件公開請求における対象期間中に、当該同意について、産業医との意見交換及び本庁衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議は行っていないため、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、本件公開請求における対象期間中に、当該同意について、産業医との意見交換及び本庁衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議は行っていないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないとする実施機関の説明は、信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

## 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 1 0 月 7 日	諮 問

令和4年12月21日	事案審議（令和4年度第7回審査会）
令和5年1月25日	答申決定（令和4年度第8回審査会）

**大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員**

氏名	職業	備考
生野裕一	弁護士	会長
渡邊博子	大分大学経済学部教授	
中島英司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松尾和行	元大分合同新聞社編集局長	
水谷トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	